第29期
定時株主総会招集ご通知

【開催日時】
2026年６月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

【開催場所】
札幌証券取引所　2階　大会議室
札幌市中央区南一条西五丁目14番地1

【決議事項】
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

株式会社エコミック

証券コード　3802
2026年６月５日

株　主　各　位

札幌市中央区大通西八丁目１－１
大　通　あ　お　ば　ビ　ル
株式会社エコミック
代表取締役社長CEO　熊　谷　浩　二

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第29期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://www.ecomic.jp/ir

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「ＩＲ資料」の「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エコミック」又は「コード」に当社証券コード「3802」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使の場合】
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.net-vote.com/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】
　議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　　時　2026年６月25日（木曜日）午前10時

2．場　　　所　札幌市中央区南一条西五丁目14番地１
札幌証券取引所　２階　大会議室
（後記の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目 的 事 項

報 告 事 項　1．第29期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第29期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

4．招集に当たっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
・事業報告の「主要な事業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「株式の状況」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
・連結計算書類の「連結注記表」
・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

会社説明会開催のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくとともに、株主の皆様と交流をさせていただきたく、当社第29期定時株主総会終了後、会社説明会を開催することといたしました。
是非ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

１．議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕　https://www.net-vote.com/

議決権の行使期限は、2026年６月24日（水曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

２．インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用ＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「ログインＩＤ」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

３．議決権行使のお取扱いについて

（１）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（２）インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

４．ログインＩＤ及びパスワードのお取り扱いについて

（１）議決権行使書用紙に記載されている「ログインＩＤ」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。

（２）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

（３）パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

５．ご留意事項

（１）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

（２）株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

（３）議決権行使ウェブサイトは、携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】
株式会社アイ・アール ジャパン　証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕０１２０－９７５－９６０
〔受付時間〕午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く）

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。当期の期末配当につきましては、今後の事業展開などを勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金13円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は44,591,820円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
2026年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏（ふりがな）名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	熊谷浩二（くまがい こうじ） （１９７１年４月１０日生）	1995年４月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2004年２月　当社入社　管理部長 当社　取締役管理部長 2004年６月　当社　代表取締役社長 2013年５月　栄光信息技術（青島）有限公司　董事長（現任） 2022年８月　株式会社ビズライト・テクノロジー　代表取締役会長（現任） 2025年２月　栄光未来信息技術（上海）有限公司　董事長（現任） 2026年４月　当社　代表取締役社長CEO（現任）	284,200株
	（取締役候補者とした理由） 当社の代表取締役社長CEO及びグループ子会社の役員として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力及び当社の属する業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	荒谷努（あらや つとむ） （１９７４年２月１日生）	1996年４月　セントラル自動車株式会社（現トヨタ自動車東日本株式会社）入社 2001年11月　京セラタイコム株式会社（現京セラ株式会社）入社 2004年４月　当社入社 2012年４月　当社　執行役員管理部長 2013年５月　栄光信息技術（青島）有限公司　董事（現任） 2013年６月　当社　取締役管理部長 2020年６月　当社　取締役管理部長、システム企画室管掌 2025年２月　栄光未来信息技術（上海）有限公司　監事（現任） 2026年４月　当社　取締役CFO、システム企画室管掌（現任） 2026年５月　株式会社ビズライト・テクノロジー　取締役（現任）	57,100株
	（取締役候補者とした理由） 当社の取締役CFOとして、経営及び経理財務の豊富な経験と幅広い見識を有し、長年当社の取締役を務めております。企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	武田朋宜（たけだとものり） （1985年12月24日生）	2009年４月　当社入社 2020年４月　当社　オペレーション部長 2020年６月　栄光信息技術（青島）有限公司　董事（現任） 2024年６月　当社　取締役オペレーション部長、セットアップ部長、品質管理部長 2025年２月　栄光未来信息技術（上海）有限公司　董事（現任） 2025年４月　当社　取締役セットアップ部長、品質管理部長、オペレーション部管掌 2026年４月　当社　取締役COOセットアップ部長、品質管理部長、オペレーション部管掌（現任）	31,200株
	（取締役候補者とした理由） 当社の属する業界における豊富な経験と幅広い実績に加え、組織運営においても強いリーダーシップを発揮してまいりました。豊富な経験と高い知見を取締役として経営に活かすことができると考え、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	西田光志（にしだみつし） （1951年９月29日生）	1977年４月　株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）入社 2001年６月　同社　取締役 2008年４月　クオリカ株式会社　代表取締役社長 2013年４月　TIS株式会社　代表取締役副社長 2018年９月　株式会社W&Bay consulting　代表取締役（現任） 2020年６月　当社　社外取締役（現任） 2020年９月　株式会社ジィ・シィ企画　社外取締役（現任） 2024年６月　株式会社デジタルガレージ　社外取締役（現任）	―
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） これまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただくことを期待して、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。		

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．西田光志氏は、社外取締役候補者であります。
３．西田光志氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
４．当社は、西田光志氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害などの場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
６．当社は、西田光志氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	井上晋一（いのうえ しんいち） （1962年５月15日生）	1987年４月　三菱電機株式会社入社 2006年４月　中小企業診断士登録 2006年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2010年４月　公認会計士登録 2012年４月　井上晋一事務所　代表（現任） 2017年６月　当社　社外監査役 2018年６月　当社　社外取締役[監査等委員]（現任） 2019年５月　株式会社FF　監査役（現任） 2023年５月　北海道商工業支援協同組合　監事（現任）	－
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 公認会計士であり会計に関し豊富な知識を有しています。これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言しており、引き続き、専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただけることを期待して、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。なお、井上晋一氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>あら き とし かず
荒木俊和
（1982年11月1日生）</td><td>2009年12月　弁護士登録
2010年１月　森・濱田松本法律事務所入所
2012年10月　札幌みずなら法律事務所（現弁護士法人みずなら総合法律事務所）入所
2014年７月　アンサーズ法律事務所設立　所長
2014年９月　株式会社つなぐ相続アドバイザーズ　取締役
2019年１月　株式会社土屋ホールディングス　社外監査役
2019年７月　一般社団法人北海道M&A協会　代表理事（現任）
2020年６月　当社　社外取締役[監査等委員]（現任）
2020年９月　株式会社RAINBOW　社外監査役
2022年６月　公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団　評議員（現任）
2023年４月　弁護士法人ANSWERZ設立　社員（現任）
2024年１月　株式会社土屋ホールディングス　社外取締役[監査等委員]（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>※
こ やま のり こ
児山法子
（1977年２月25日生）</td><td>2002年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2006年５月　公認会計士登録
2018年８月　児山法子公認会計士事務所設立　所長（現任）
2019年10月　ビズメイツ株式会社　常勤監査役
2022年４月　文部科学省国立大学法人評価委員会　専門委員（現任）
2024年９月　国立大学法人名古屋工業大学　監事（非常勤）（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
公認会計士であり会計に関し豊富な知識を有しています。また、他社での監査役等として監査体制の構築やガバナンス体制の整備等を行ってきた経験を、当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただけることを期待して、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。なお、児山法子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
３．井上晋一氏、荒木俊和氏及び児山法子氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、井上晋一氏及び荒木俊和氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、児山法子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

5．井上晋一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
6．荒木俊和氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
7．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害などの場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8．当社は、井上晋一氏及び荒木俊和氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、児山法子氏につきましても、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：札幌市中央区南一条西五丁目14番地１
札幌証券取引所　２階　大会議室

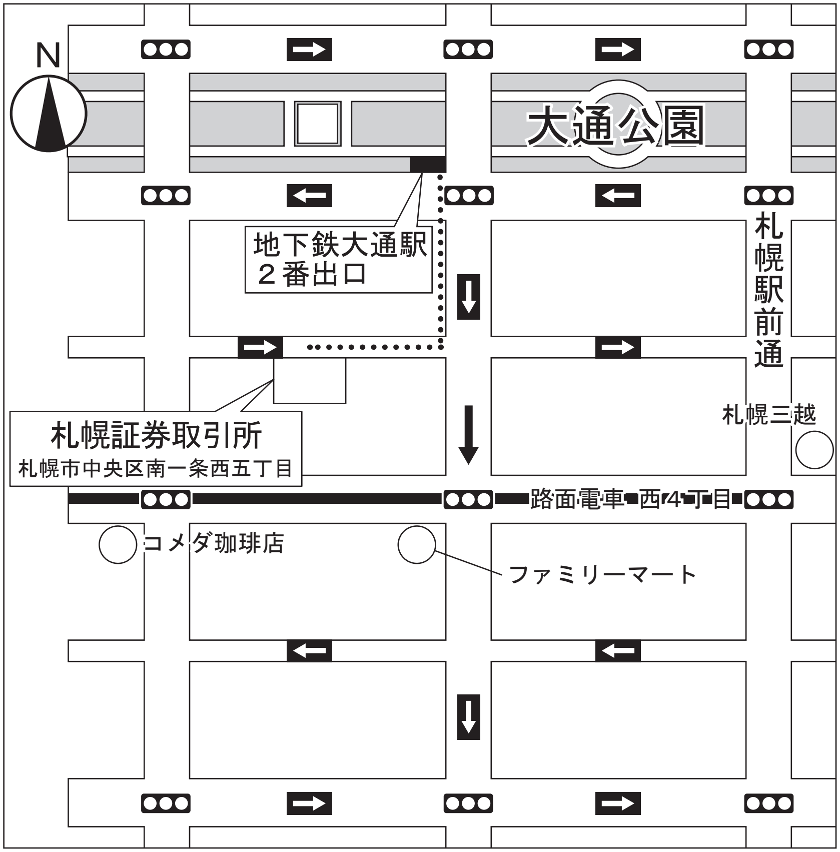

［交通機関］
地下鉄「大通」駅から…２番出口より徒歩約１分

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策等による影響がみられたものの、緩やかに回復いたしました。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されますが、中東情勢の影響を注視する必要があります。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要があります。

当業界におきましては、人手不足感が高い水準で推移していることや、定期給与及び給与総額の増加など、雇用・所得環境が変化する中で、各種クラウドサービスやAI等の発展により、企業の効率化、省力化への動向が続き、事業再構築やBCP（事業継続計画）の手段としてのアウトソーシングニーズは引き続き高い状況でありましたが、その分競争環境も激化しております。

このような環境のもと、当社グループは「カスタマーサクセス」をミッションに掲げ、「顧客企業の生産性向上に寄与し、顧客企業の成長を支える」ことを実現するためにサービスの開発及び提供をしております。これまで培ってきたBPOに関するノウハウと、自社HRテックをはじめとしたクラウドサービスを掛け合わせて、各企業のニーズに沿ったオーダーメイド型のBPaaS（「Business Process as a Service」の略で、企業が特定の業務プロセスを外部の企業にアウトソーシングし、クラウドサービスを活用して業務効率化を図るサービスをいいます。）の提案を行い、あらゆる企業から管理部門のルーティンワークを無くすべく、「バックオフィス業務のソリューションプロバイダー」として付加価値の高いサービスを提供してまいりました。

当連結会計年度の売上高については、前連結会計年度と比べ10.6%増加いたしました。主な要因としては、年末調整BPaaS業務における処理件数の増加や平均処理単価の向上及び給与計算BPaaS業務における平均処理単価の向上並びに今年度より連結子会社となった中国上海市の子会社（栄光未来信息技術（上海）有限公司）の売上高の計上によるものであります。売上原価については正社員・パート社員ともに昇給を行った一方で継続的な業務の効率化の取り組みにより売上原価率が低減されたため、売上総利益率は32.5%（前連結会計年度は27.8%）となり、前連結会計年度に比べ4.7ポイント改善いたしました。販売費及び一般管理費については、昇給や賞与の支給に伴う人件費の増加や営業施策による支払手数料等により増加いたしました。営業外費用については自己株式取得費用30,441千円を計上いたしました。法人税等調整額については、繰延税金資産の回収可能性について検討した結果、追加で繰延税金資産を計上することとなり△21,716千円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績については、売上高は2,345,961千円（前連結会計年度比10.6%増）、営業利益は173,662千円（前連結会計年度比271.0%増）、経常利益は159,406千円（前連結会計年度比158.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は109,252千円（前連結会計年度比152.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、当社グループはBPaaS事業を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は64,118千円で、その主なものは次のとおりであります。

事業部門	設備投資の主な内容
BPaaS事業	年末調整システムの改修
	データ授受システムの改修
	コミュニケーションシステムのサーバリプレイス

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

④ 重要な企業再編等の状況

当該事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　　　分	第 26 期 (2023年３月期)	第 27 期 (2024年３月期)	第 28 期 (2025年３月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (2026年３月期)
売上高（千円）	2,216,238	2,156,112	2,121,744	2,345,961
経常利益（千円）	220,248	183,718	61,719	159,406
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	170,290	127,395	43,215	109,252
１株当たり当期純利益（円）	44.71	32.93	9.21	24.28
総資産（千円）	1,717,589	2,110,571	1,969,671	1,625,761
純資産（千円）	1,299,489	1,819,530	1,801,074	1,361,476
１株当たり純資産（円）	340.58	387.70	383.77	396.92

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
栄光信息技術（青島）有限公司	2,000千元	100%	BPaaS事業等
株式会社ビズライト・テクノロジー	10,000千円	100%	ソフトウエア開発事業等
栄光未来信息技術（上海）有限公司	2,041千元	100%	人事管理サービスの提供・保守等

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、賃上げの動きや設備投資の持ち直しが一部に見られるものの、物価上昇の継続による実質購買力の低下や個人消費への影響、地政学リスクの顕在化等により、依然として先行き不透明な状況が続くものと認識しております。また、金融政策の動向や金融資本市場の変動が企業活動に及ぼす影響についても、引き続き慎重に見極める必要がある状況にあります。

企業経営においては、構造的な人手不足が継続しており、限られた人材で事業活動を維持・運営していくことが引き続き大きな課題となっております。その中で、業務の効率化や生産性向上に向けた取り組みが進められる一方、管理間接部門においても、法令遵守や業務品質を確保しつつ安定的な体制を維持することが求められております。また、人的資本経営への関心が高まる中で、人事・労務分野においても対応すべき事項は多様化しており、企業にとっては負担が増加する傾向にあります。

このような経営環境のもと、企業が業務運営の効率化やリスク低減を目的として、アウトソーシングの活用を検討する動きは継続するものと考えられます。アウトソーシングの導入により、管理間接部門の業務負荷の軽減や業務の標準化が図られる一方で、コスト意識の高まりや、投資抑制の動きなどにより導入判断が慎重になるケースも想定されます。

また、生成AIをはじめとするデジタル技術の進展により、業務プロセスの見直しやDXへの関心は引き続き高いものの、その導入や活用については、費用対効果の見極めや運用体制の整備などが課題となる場合もあります。さらに、BCP（事業継続計画）対策やセキュリティ対応の重要性が指摘される一方で、企業ごとに取り組みの進展には差が生じる可能性があります。

当社といたしましては、これらの外部環境及び顧客企業の動向を注視しつつ、サービス品質の維持・向上及び業務効率化に取り組み、変化するニーズに対応してまいりますが、事業環境の変動が業績に影響を及ぼす可能性があることについては、引き続き留意する必要があるものと考えております。

このような企業のニーズに対し、当社グループは以下の課題に取り組んでいく必要があると考えております。

① 業務のスピードアップ、業務プロセスの見直しと改善

当社グループが行っているBPaaS事業は、主に顧客企業の状況に合わせて事務処理等を代行することにあります。また、個々の顧客企業の課題に対しスピード感をもって対応していくことが求められます。今後も生成AIをはじめとする技術革新の急速な変化に対応すべく、AIの活用を前提とした業務プロセスを構築するための見直しと改善を行い、より効率を高め生産性の高い業務遂行の仕組みを構築していく必要があると考えております。

② 業務品質の向上及び情報管理体制の強化

当社グループが行っている事業では、業務成果物の正確性は、顧客企業が当社グループに業務を発注する際の前提条件と考えております。また、多くの企業は個人情報漏洩対策を重要な課題として認識していることから、当社グループでは顧客企業の信頼確保のために、品質向上の仕組み・体制及び情報管理体制を引き続き強化してまいりたいと考えております。

③ 優秀な人材の確保及び育成

専門人材の採用・育成コストの上昇やＢＣＰ（事業継続計画）対策の手段として、アウトソーシングを活用する企業が増えております。そのため業務を受け入れる側のアウトソーサーは、業務量の増加に対応できる優秀な人材を確保する必要があります。当社グループでは、国籍・年齢・性別を問わずに優秀な人材の確保・育成に努める必要があると考えております。

④ 災害等に関わるリスクの分散

今後、企業の災害や感染症等リスク回避の手段としてアウトソーシングのニーズが高まることが予想されます。当社グループでは企業のそのようなニーズに応えるため、事務センターを複数拠点設けるなど災害や感染症等に備えてリスクの分散を行っておりますが、今後も更なるリスク対策を強化していく必要があると考えております。

⑤ 営業体制の強化

今後、サービス需要の高まりに合わせて、競合他社の需要取り込みに向けた動きが一層激しさを増すとみられます。特にバックオフィス業務のアウトソーシングにおきましては、数千人から１万人規模の大企業は多くの競合他社がメインターゲットに据えており、グループ会社を含めた業務集約化として導入提案を行う競合他社も増えていることから、受注獲得に向けて競争激化は避けられない状況にあります。そのような中、当社グループでは営業体制の強化や日本国外のマーケットの開拓に取り組んでいく必要があると考えております。

⑥ 成長戦略実現に向けた新規事業への対応

当社は、給与計算を中心とする人事関連BPaaS事業において一定の競争力を有しているものの、単一事業への依存度が高いことは、将来的な事業リスクとなり得るものと認識しております。このため、既存事業とのシナジーを前提とした新サービスの開発や、外部SaaS企業との連携による給与計算以外の人事・労務関連BPaaS業務の展開を推進し、収益基盤の多様化と事業基盤の強化を図ることが重要な課題であると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

事業区分	事業内容
BPaaS事業	給与計算受託業務、その他事務受託業務、受託システム開発業務、システム保守業務

(注) 当連結会計年度より、事業内容をより明瞭にするため、従来「BPO事業」としていた報告セグメントの名称を「BPaaS事業」に変更しています。当該変更は名称の変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	熊谷浩二	栄光信息技術（青島）有限公司　董事長 株式会社ビズライト・テクノロジー　代表取締役会長 栄光未来信息技術（上海）有限公司　董事長
取締役	荒谷努	管理部長、システム企画室管掌 栄光信息技術（青島）有限公司　董事 栄光未来信息技術（上海）有限公司　監事
取締役	武田朋宜	セットアップ部長、品質管理部長、オペレーション部管掌 栄光信息技術（青島）有限公司　董事 栄光未来信息技術（上海）有限公司　董事
取締役	西田光志	株式会社W&Bay consulting　代表取締役 株式会社ジィ・シィ企画　社外取締役 株式会社デジタルガレージ　社外取締役
取締役（監査等委員）	井上晋一	井上晋一事務所　代表 株式会社FF　監査役 北海道商工業支援協同組合　監事
取締役（監査等委員）	小林董和	
取締役（監査等委員）	荒木俊和	弁護士法人ANSWERZ　社員 株式会社土屋ホールディングス　社外取締役（監査等委員） 一般社団法人北海道M&A協会　代表理事 公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団　評議員

（注）１．取締役西田光志氏並びに取締役（監査等委員）井上晋一氏、小林董和氏及び荒木俊和氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）井上晋一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

４．当社は、社外取締役西田光志氏、井上晋一氏、小林董和氏及び荒木俊和氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
熊谷浩二	代表取締役社長	代表取締役社長CEO	2026年４月１日
荒谷努	取締役 管理部長 システム企画室管掌	取締役CFO システム企画室管掌	2026年４月１日
武田朋宜	取締役 セットアップ部長 品質管理部長 オペレーション部管掌	取締役COO セットアップ部長 品質管理部長 オペレーション部管掌	2026年４月１日

６．取締役荒谷努氏は、2026年５月26日付で、株式会社ビズライト・テクノロジーの取締役に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役西田光志氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役並びに監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年８月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、同意を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等並びに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、経済情勢、従業員給与の水準、及び企業価値の持続的な向上への貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益率の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、期初に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、株式報酬の内容、数の算定方法、報酬等を与える時期及び条件については、都度取締役会において決定するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬と同様に役位、職責、当社の業績、経済情勢、従業員給与の水準、及び企業価値の持続的な向上への貢献度等を考慮し取締役会にて検討を行う。取締役会（もしくは「e」の委任を受けた代表取締役社長）は以下の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

基本報酬と業績連動報酬等の割合＝業績連動報酬等は基本報酬（年額）の30％以内

基本報酬と非金銭報酬等の割合＝非金銭報酬等は基本報酬（年額）の30％以内

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当領域の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し、監査等委員会の同意を得て決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は監査等委員会の同意を得て、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ．取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	59,450 (2,760)	51,330 (2,760)	8,120 (—)	— (—)	4名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	8,520 (8,520)	8,520 (8,520)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	67,970 (11,280)	59,850 (11,280)	8,120 (—)	— (—)	7 (4)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年６月26日開催の株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年６月25日開催の第24期定時株主総会において、株式報酬の額として年額30,000千円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、３名であります。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年６月26日開催の株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名（うち、社外取締役２名）です。

ハ．業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は連結営業利益率であり、その実績は7.4％であります。当該指標を選択した理由は、当社の生産性を図る指標として適切であり、当社事業の性質上、生産性の維持・向上は重要であると判断したためであります。当社の業績連動報酬等は各取締役の基本報酬を基準として算定されております。

ニ．非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、当事業年度の非金銭報酬等は発生しておりません。

ホ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長熊谷浩二に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各役員の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役西田光志氏は、株式会社W&Bay consultingの代表取締役、株式会社ジィ・シィ企画及び株式会社デジタルガレージの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）井上晋一氏は、井上晋一事務所の代表、株式会社FFの監査役及び北海道商工業支援協同組合の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）荒木俊和氏は、弁護士法人ANSWERZの社員、株式会社土屋ホールディングスの社外取締役（監査等委員）、一般社団法人北海道M&A協会の代表理事及び公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団の評議員であります。当社は株式会社土屋ホールディングスから年末調整業務等を受託しております。また、他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 西田光志	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要としては、主にこれまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、社外取締役として当社の事業運営に反映していただいております。
社外取締役（監査等委員） 井上晋一	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会17回の全てに出席し、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要としては、主に公認会計士としての専門的見地から、その高い見識を当社経営の監督に反映していただいております。
社外取締役（監査等委員） 小林董和	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会17回のうち15回に出席し、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要としては、主にこれまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、当社の監査等に反映していただいております。
社外取締役（監査等委員） 荒木俊和	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会17回のうち16回に出席し、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要としては、主に弁護士としての専門的見地から、その高い見識を当社の監査等に反映していただいております。

(2) 会計監査人の状況

① 名称　　　瑞輝監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	1,290,621
現金及び預金	1,065,506
売掛金	178,211
製品	323
その他	46,579
固定資産	335,140
有形固定資産	72,770
建物附属設備	27,589
工具、器具及び備品	45,180
無形固定資産	172,992
ソフトウエア	153,481
のれん	16,954
その他	2,556
投資その他の資産	89,377
繰延税金資産	24,005
敷金	60,356
その他	5,015
資産合計	1,625,761

負債の部	
科目	金額
流動負債	249,523
買掛金	19,878
未払金	21,367
未払費用	101,145
未払法人税等	48,893
その他	58,238
固定負債	14,761
繰延税金負債	14,761
負債合計	264,285

純資産の部	
科目	金額
株主資本	1,255,425
資本金	564,284
資本剰余金	399,199
利益剰余金	835,066
自己株式	△543,126
その他の包括利益累計額	106,051
為替換算調整勘定	106,051
純資産合計	1,361,476
負債純資産合計	1,625,761

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,345,961
売上原価		1,582,817
売上総利益		763,144
販売費及び一般管理費		589,481
営業利益		173,662
営業外収益		
受取利息	2,853	
受取手数料	4,370	
助成金収入	17,969	
その他	723	25,917
営業外費用		
支払利息	59	
為替差損	9,673	
自己株式取得費用	30,441	40,174
経常利益		159,406
税金等調整前当期純利益		159,406
法人税、住民税及び事業税	71,870	
法人税等調整額	△21,716	50,153
当期純利益		109,252
親会社株主に帰属する当期純利益		109,252

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	564,284	399,199	786,824	△36	1,750,273
当期変動額					
剰余金の配当			△61,010		△61,010
親会社株主に帰属する当期純利益			109,252		109,252
自己株式の取得				△543,090	△543,090
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	48,241	△543,090	△494,848
当期末残高	564,284	399,199	835,066	△543,126	1,255,425

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	50,801	50,801	1,801,074
当期変動額			
剰余金の配当			△61,010
親会社株主に帰属する当期純利益			109,252
自己株式の取得			△543,090
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55,249	55,249	55,249
当期変動額合計	55,249	55,249	△439,598
当期末残高	106,051	106,051	1,361,476

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

株式会社エコミック
取締役会　御中

瑞輝監査法人
北海道札幌市
指定社員
業務執行社員　公認会計士　大浦　崇志
指定社員
業務執行社員　公認会計士　石橋　慶太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エコミックの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコミック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

株式会社エコミック
　　取締役会　御中

瑞輝監査法人
　北海道札幌市
　　指定社員
　　業務執行社員　　公認会計士　大浦　崇志
　　指定社員
　　業務執行社員　　公認会計士　石橋　慶太

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エコミックの2025年４月１日から2026年３月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人瑞輝監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人瑞輝監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月26日

株式会社エコミック　監査等委員会

監査等委員　井　上　　晋　一　㊞

監査等委員　小　林　　董　和　㊞

監査等委員　荒　木　　俊　和　㊞

（注）監査等委員井上晋一、小林董和及び荒木俊和は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上